

審議（会議）結果

審議会等名称 令和元年度第 5 回 神奈川県建築審査会

開催日時 令和元年 11 月 21 日（木）9:30～11:30

開催場所 県庁新庁舎 8 階 議会第 3 会議室

出席委員 （会長）伊香賀俊治、
碓井健寛、野澤康、山口貴裕、畠宏好

次回開催予定日 令和 2 年 1 月頃

所属名、担当者名 県土整備局 建築住宅部 建築安全課 審査会グループ 根本

掲載形式 議事概要

議事概要とした理由 公正かつ円滑な会議の運営に支障があると判断されるため

審議（会議）経過

1 建築基準法等に基づく個別同意案件について＜公開＞

建築基準法第 43 条関係 6 件、同第 48 条関係 2 件及び神奈川県建築基準条例第 52 条の 6 関係 1 件が付議され、すべて同意された。

(1) 第 5-1 号（一戸建ての住宅）

建築指導課から、処分庁横須賀土木事務所による提案資料に基づき案件の概要説明が行われ、特に質疑応答はなく、同意された。

(2) 第 5-2 号（一戸建ての住宅）

建築指導課から、処分庁横須賀土木事務所による提案資料に基づき案件の概要説明が行われ、以下のとおり質疑応答がなされた後、同意された。

《発言要旨》

(委員) この基準法外の道を利用している建物は、本件のほかに何軒あるのか。

(横須賀土木) この基準法外の道を取り囲む 4 軒が使用している。

(委員) 本件建物の手前 2 軒は、基準法上の道路に接道しているが、この基準法外の道からの出入りがあり、敷地とすることはできないので、43 条ただし書の 2 項 2 号の許可を要するという判断なのか。

(横須賀土木) はい。

(委員) この申請地の反対側の建物のところにも敷地内に転回空地があるのか。

(横須賀土木) 今はない。

(委員) それはどういう理由か。例えば、この奥の 2 軒が同じ事業者によって同時に開発されるときにも、それぞれの敷地内で転回広場を求めるものなのか。

(建築指導課) 許可基準に、自動車が通行する通路の場合は、緊急時に緊急車両が通行できるように有効に機能する空地等を設けることとしており、その 1 つ

に、敷地内に一般車両の転回に有効な空地が確保されていること、とあるので、これに則してそれぞれの敷地に対して設けることになる。

(委員) 意見として聞いていただきたいが、今回の案件は、この許可基準に沿って許可しようとしているので異議はないが、まとまって開発するときとか、両者の協議が成り立っているときに、ただでさえ狭い敷地にそれぞれで転回空地をとることの合理性というのは余りないような気がしており、許可基準に書いてあるからと一律にやるのはどうかという印象を受けた。

(3) 第5-3号(一戸建ての住宅)

建築指導課から、処分庁横須賀土木事務所による提案資料に基づき案件の概要説明が行われ、以下のとおり質疑応答がなされた後、同意された。

《発言要旨》

(委員) 配置図の基準法外の道で、敷地境界線の鋭角のところがったところの前にある、バツテンと示している部分と、階段状のものはなにか。

(横須賀土木) バツテンの部分は排水のための集水ますで、階段状に細かく線が入っているのは、グレーチングである。

(委員) バツテンの上の台形は何か。

(横須賀土木) 集水ますの一部である。

(4) 第5-4号(一戸建ての住宅)

建築指導課から、処分庁平塚土木事務所による提案資料に基づき案件の概要説明が行われ、以下のとおり質疑応答がなされた後、同意された。

《発言要旨》

(委員) 本件のようにそもそも車が通行できない場合には、転回空地は設けなくてもよいということになっているのか。

(建築指導課) 基準はそうになっている。

(委員) 交通上、安全上、防火上、衛生上支障がないかどうかについて、車が通れないと回転空地は要らないとなると、一般的に言えば、車が通れないほうが安全性は低いと思われるが、それでも、交通上、安全上、防火上、衛生上支障がないという基準になっているということか。

(建築指導課) 転回空地等を設ける理由の一つが、緊急車両等が入ってきたときに、その他の車は転回空地等に入って緊急車両を通すことにあるため、そもそも緊急車両も入ってこられないような場合は、転回空地等も要らないという考え方になる。

(委員) 基準法外の道で、一部、さらに狭くなっているところがあるが、これは過去に許可申請などがなかったところなのか。

(平塚土木) これは許可を取っていない古い建物のところで、その右側の広がったところやその奥の1軒については、平成19年と平成29年に法第43条ただし書

の許可を取り、今回と同様、中心から2メートルの後退をして整備している。この部分も建替えのときには空地を設けるよう指導していく。

(委員) 仮に、先ほどの狭い道路のところ広がったとすると、ほかの住宅は転回空地を設ける必要があるのか。

(平塚土木) この狭い部分を広げることになる建替えについては、転回空地や退避空地の指導をすることになる。今回の案件についても、今後、車の通行が可能となった後に建替えを行う場合には、そういったスペースを指導することになる。

(委員) ということは、そういうことがない限りは指導がないということか。

(平塚土木) はい。

(5) 第5-5号(一戸建ての住宅)

建築指導課から、処分庁平塚土木事務所による提案資料に基づき案件の概要説明が行われ、特に質疑応答はなく、同意された。

(6) 第5-6号(寺院)

建築指導課から、処分庁平塚土木事務所による提案資料に基づき案件の概要説明が行われ、以下のとおり質疑応答がなされた後、同意された。

《発言要旨》

(委員) 配置図によると、今回の敷地と墓地との間に国有地が細長く入っているが、これはどういったものか。

(平塚土木) この国有地は畦畔となっており、国が管理している土地である。

(委員) 敷地の中には全く車両が入れないようだが、日常的な搬入などの車のアプローチや、建設工事の車両についてはどう想定しているのか。

(平塚土木) 日常のアプローチについては、敷地の外に今回の計画で転回広場を設ける部分にある駐車場に車を停めて、今まで同様、徒歩で階段を上って行くと聞いている。

工事についても、駐車場に現場事務所等を配置して工事していく。

(7) 第5-7号(一戸建ての住宅)

建築指導課から、処分庁県西土木事務所による提案資料に基づき案件の概要説明が行われ、特に質疑応答はなく、同意された。

(8) 第5-8号(小学校及び共同給食調理場(工場))

(9) 第5-9号(小学校及び共同給食調理場(工場))

建築指導課から、提案資料に基づき案件の概要説明が行われ、以下のとおり質疑応答がなされた後、同意された。

《発言要旨》

(委員) 2件共通だが、実際に中学校に給食を搬入するときのトラックの積込みは、どのように行うのか。

(建築指導課) 中津第二小学校は、改修平面図北の▼の印から食材を搬入し、給食室で調理したものを、図面西側「風除室」の▶の印のところから出す計画となっている。

菅原小学校については、改修平面図の東側に2つ◀の印があるが、北の◀から食材を搬入し、給食室で給食をつくった後、左下の「特定防火設備」と書かれている扉から廊下に出て、廊下の右側の扉から外に出る計画となっている。

(委員) 48条の許可については特に異論はないが、主に衛生上の観点で、給食室から給食をトラックに積込むルートとして、中津第二小学校は、配膳室があって、余り外気に直接開放されないような状況になっているが、菅原小学校はその辺がよくわからない。

愛川東中学校に搬入するトラックは、廊下の突き当りのところに寄りついて、業者が廊下を通過して、手運びでトラックに積み込むということなのか。

(建築指導課) はい。

(委員) もう一つ、共通しているのだが、どちらも防火区画とするために特定防火設備を新設することになっているが、これは遮煙の防火戸で、常閉の仕様なのか。

(建築指導課) はい。

(委員) 日常の給食の搬出入のときに非常に不便なような気がするが、その辺は大丈夫なのか。小学校自体にも給食を供給しているので、通常、子供たちがワゴンみたいなもので出し入れするので、それが常にこの常閉の防火戸のところを通らないと使えないということになるのか。通常の小学校だとこういうふうに常閉にはなっていないで、衛生上、閉まるけれども、搬出入のときには開け放しにできるような状態でやっているような気がするが、その辺は大丈夫なのか。

(建築指導課) 菅原小学校は上階に普通教室があり、そちらへの給食の搬出については、小荷物専用昇降機を利用して運んでいることから、支障ないと思われる。

(委員) ここは余り使わないということなのか。

(建築指導課) はい。

(委員) 食品廃棄物の残渣等についての記載がないが、問題ないのか。

(建築指導課) 材料の残渣については、所定の保管する場所を設けており、週2回ほど回収に来るという計画になっている。

(委員) 交通計画や車の台数についての説明があったが、廃棄物車両の回収計画といったものも交通計画の中に含まれてくると思うが、住民等にそういった説明をしなくても大丈夫なのか。

(建築指導課) 廃棄物の残渣については、調理する量が増えることから、廃棄物も必然

的に増えるが、これまでの廃棄物の回収頻度と変わらず、車両の増加はないことから特に記載はしなかった。

2 報告

(1) 建築基準法等に基づく包括同意案件について<公開>

建築指導課から、建築基準法第 43 条関係 10 件について報告した。

(2) 建築基準法第 43 条第 2 項第一号の規定による認定基準等について

<非公開>

建築指導課から、標記について報告した。

3 令和 2 年度第 70 回神奈川県特定行政庁建築審査会連絡会（素案）について

<非公開>

事務局から、標記について概要説明が行われ、審議がなされた。

4 その他<非公開>

次回の審査会の開催時期等について申し合わせを行った。